

# 鴨川市地域公共交通会議平成26年度第5回会議

## 兼 鴨川市地域公共交通活性化協議会平成26年度第5回会議 会議録

日時：平成27年3月24日（火）

午後1時30分～3時00分

場所：鴨川市水道局会議室

### 【出席委員】

| 役職等    | 所属・職                         | 氏 名   | 備 考     |
|--------|------------------------------|-------|---------|
| 会 長    | 鴨川市副市長                       | 庄司 政夫 |         |
| (副会長)  | 鴨川市心身障害者福祉作業所<br>所長          | 渡辺 栄一 |         |
|        | 鴨川日東バス株式会社<br>代表取締役          | 鈴木 孝男 |         |
|        | 一般社団法人千葉県バス協会<br>専務理事        | 花崎 幸一 |         |
|        | 小湊鐵道株式会社<br>専務取締役            | 久我 義範 |         |
|        | 有限会社鴨川タクシー<br>専務取締役          | 本多 信介 |         |
|        | 東日本旅客鉄道株式会社<br>安房鴨川駅 駅長      | 田中 由実 |         |
|        | 鴨川日東バス株式会社互助会                | 角田 松雄 |         |
|        | 国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局<br>運輸企画専門官 | 尾崎 行雄 |         |
|        | 千葉県鴨川警察署<br>交通課長             | 稲垣 仙多 |         |
|        | 千葉県安房土木事務所<br>鴨川出張所 主査       | 中村 正美 |         |
|        | 千葉県総合企画部交通計画課<br>主事          | 辻内 裕樹 | 轟洋子委員代理 |
| (監査委員) | 利用者代表（公募委員）                  | 小高 好宏 | 公募委員    |
| (監査委員) | 利用者代表                        | 手塚 治代 |         |
|        | 利用者代表                        | 里見 桂子 |         |

※括弧書きの役職は鴨川市地域公共交通活性化協議会のみのももの

### 【欠席委員】

| 役職等 | 所属・職         | 氏 名    | 備 考 |
|-----|--------------|--------|-----|
|     | 鴨川市校長会<br>会長 | 長谷川 治夫 |     |

### 【事務局】

| 所属・職                                     | 氏 名   | 備 考 |
|------------------------------------------|-------|-----|
| 鴨川市企画政策課 課長                              | 杉田 至  |     |
| 鴨川市企画政策課 政策推進係 係長                        | 藤代 公貴 |     |
| 鴨川市企画政策課 政策推進係 主任主事                      | 町田 啓  |     |
| ランドブレイン株式会社<br>(鴨川市地域公共交通総合計画策定調査業務 受託者) | 瀬戸 慎一 |     |

## 【資料】

- ・席次表，出席者名簿，委員名簿
  - ・資料 1 コミュニティバス・北ルートの見直し（案）について
  - ・資料 2 コミュニティバス・清澄ルートの見直し（案）について
  - ・資料 3 生活交通ネットワーク計画（案）
  - ・資料 4 鴨川市地域公共交通活性化協議会 平成27年度事業計画（案）
  - ・資料 5 鴨川市地域公共交通活性化協議会 平成27年度協議会予算（案）
  - ・参考資料 鴨川市地域公共交通活性化協議会規約
- 

## 1 開会（午後 1 時30分） 司会 企画政策課 杉田課長

- ・配布資料の確認
- ・代理出席委員及び欠席委員の報告

## 2 会長あいさつ

本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただき感謝する。

本会議では 1 年間をかけて特に地域公共交通網形成計画の策定に向けてご審議を頂いてきた。

この計画は前回の会議でご承認を頂き、2 月24日付けで関東管内第 1 号として策定することができたが、策定に当たり、皆様からご意見・ご提言や内容の精査を頂いたことに、改めてお礼を申し上げる。

今後はこの計画に即し、地域公共交通の維持・確保、充実へ向けて、これまで以上に鋭意取り組んでいくこととしており、引き続きご理解・ご協力を賜りたい。

本日の会議では、地域公共交通網形成計画に基づき、コミュニティバス北ルート及び清澄ルートの見直しに係る具体案、コミュニティバスの国庫補助に係る運行計画案と来年度の事業計画及び予算案についてご協議を頂くこととしており、積極的なご審議をお願いしたい。

## 3 議事 議長 庄司会長

会長を議長として進行。

議事録署名人として、稲垣委員を指名。

### 協議案件 1 コミュニティバス・北ルートの見直し（案）について

事務局から資料 1 に即して説明。資料のとおり承認された。

なお、国への申請等の段階で、軽微な変更が必要とされた場合の対応については、会長及び事務局に一任とされた。

説明後における委員等の発言は次のとおり。

（手塚委員）安房小湊駅から県民の森へ向かう沿線は昔に比べて住居が増えたと感じており、また、長く住んでいる方も高齢になってきていることから、地元には非常に喜ばれると思う。

また、2 年程前に内浦山県民の森で食事をした際、マイクロバスで送り迎えをして頂いたことがあるが、繁忙期の送迎は難しいと言われたことがある。現在の状況はどのようなになってい

るか。

⇒（事務局 町田）内浦山県民の森のマイクロバスは現在も供用されているが、利用できるのはホテル棟に宿泊される方のみと聞いている。原則として、日帰り客やバンガローなどの宿泊者は利用できないため、一定の需要を見込むことができると考えている。

（手塚委員）以前使用した時は、是非地元の方にも県民の森を利用して頂きたいということで特別にガソリン代相当分の負担などにより送り迎えをして頂いたと記憶している。しかし、普段は地元の人でも自家用車以外では行くことが難しい状況であるため、バスが運行されれば、桜や紅葉も綺麗な場所であり、そうした地元利用もあると思われる。

（久我委員）デマンド運行については、予約があった場合のみ運行するという理解でよいのか。

⇒（事務局 町田）予約制のデマンド運行を既に採用している清澄ルートと同じ方法を考えている。定時定路線型のデマンド運行として、予約があった場合のみ、決まった時間に決まった停留所を、ダイヤ表に即して運行する方法を想定している。

（角田委員）例えば、予約はしていないが、デマンド運行区間での降車を希望するという方がバスに乗車していた場合、こうしたニーズへの対応は行うか。

⇒（事務局 町田）清澄ルートと同じく、事前予約あるいは乗客からの要請に応じて運行することで考えており、例として示していただいたケースについても、デマンド運行により対応することとなる。

（角田委員）金山ダムを出発し鯛の浦に到着後、鯛の浦から安房小湊駅まで利用する方がのみが乗車しており、他に予約もない場合、安房小湊駅で全ての乗客を降ろした後、乗客がいなくとも県民の森まで運行することになるのか。

⇒（事務局 町田）鯛の浦から安房小湊駅までの区間しか利用されない場合、安房小湊駅到着後、回送で鯛の浦まで戻るといった対応も考えられる。今後、運行委託先となる鴨川日東バスとの協議により、変更契約の詳細を詰めていく中で検討することとしたい。

## 協議案件２ コミュニティバス・清澄ルートの見直し（案）について

事務局から資料２に即して説明。資料のとおり承認された。

なお、国への申請等の段階で、軽微な変更が必要とされた場合の対応については、会長及び事務局に一任とされた。

説明後における委員等の発言は次のとおり。

（久我委員）総利用者数を運行日数で割ると、１日当たり14人位になるが、実際の生徒数はもっと多いのではないのか。

⇒（事務局 町田）このルートを利用する小・中学生は毎年10人前後で、登校時はバスを利用するが、下校時については、現在のところ16時台の便が無いこともあり、自家用車での迎えによる子どもも多いと聞いている。対象となる小中学校に通う全ての生徒がこのルートの沿線に居住しているわけではなく、また、対象者についても行き帰り必ず利用している状況ではないことから、計算通りとはならないためご理解をいただきたい。

なお、企画政策課では男女共同参画に関する事務も所掌しているが、親の迎えが必要となる現在の状況は、働きに出たいが、子どもの通学対応のためそれが叶わないことにもつながると考えており、今回の見直しにより少しでも改善を図ることができればと考えている。

(久我委員) 土日については、利用が少なくなるのではないか。

⇒ (事務局 町田) 過去にこの会議で清澄ルートへのデマンド運行の導入について協議した際、土日の利用者数から見た曜日別ダイヤの設定について検討した経緯がある。土日については、通学・通院といった利用がないため、ご指摘のとおり利用者数が少なくなるが、運行を取りやめる程度まで著しい数値ではないとの結論に至ったと記憶している。

(久我委員) 清澄ルートの地帯制簡易運賃については、200円または400円となっているが、400円となるのは具体的にどのような場合か。

⇒ (事務局 町田) 清澄ルートの運行区間は、天津小湊支所から清澄寺を經由して奥清澄までとなっているが、清澄寺を跨ぐ場合は400円、跨がない場合は200円としている。

(久我委員) 北ルートは距離制運賃となっているが、清澄ルートとの相違について説明いただきたい。

⇒ (事務局 町田) コミュニティバスは3ルートを設定しているが、このうち清澄ルートについては、民間バス路線との重複が安房天津駅から天津小湊支所までのみであり、非常に短い区間であることから、地帯制運賃としている。それ以外のルートは重複区間の距離に鑑みて、民間路線バスと同じ距離制運賃としている。

### 協議案件 3 生活交通ネットワーク計画（案）について

事務局から資料3に即して説明。資料のとおり承認された。

なお、国への申請等の段階で、軽微な変更が必要とされた場合の対応については、会長及び事務局に一任とされた。

説明後における質疑・意見等はなし。

### 協議案件 4 鴨川市地域公共交通活性化協議会 平成27年度事業計画（案） 及び 協議案件 5 鴨川市地域公共交通活性化協議会予算（案）について

事務局から資料4及び資料5に即して説明。資料のとおり承認された。

説明後における質疑・意見等はなし。

### 協議案件 5 その他

(会長) 昨年3月に地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、本日を含めてこれまで計6回の会議を開催させていただいた。特に昨年12月からは会議を毎月開催しており、地域公共交通網形成計画を策定し、また、コミュニティバスの国庫補助事業化にもひとつの目途を立てることができた。皆様のこれまでのお力添えに改めてお礼を申し上げたい。

また、来年度においても、3回程度の会議を予定しているので、引き続きご理解・ご協力を

頂きたい。

#### 4 閉会（午後 3 時00分）

以上

---

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第 7 条第 3 項及び鴨川市地域公共交通活性化協議会会議運営規程第 4 条第 2 項の規定により会議録の内容について確認します。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

稲垣 仙多

---